

ゆいの広場ひらりにおける感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月4日

(令和2年6月19日改訂)

山中湖村総合政策課長

1 基準の趣旨（位置づけ）について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための山梨県からの協力要請においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき施設の使用停止及び催物の開催停止（以下「使用停止等」という）の協力が要請されている。

当該使用停止等の協力要請については、各業界団体等が感染拡大予防ガイドラインを作成し、施設がこれを適切に遵守する場合には、個別に解除することとしている。

当ガイドラインでは、ゆいの広場ひらりの使用に関して基準を定め、適切な感染防止対策を講じるとともに、人との接触の機会を削減するための配慮や工夫を講じるものである。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。

2 利用許可基準について

【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・施設利用の際はすべての扉や窓を開放して使用すること。開放して使用できない場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどの方法で換気を行うこと。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ・同時に使用する人数を10人以下とすること。
- ・利用予約した者以外の施設利用を原則禁止とする。

- ・1回の使用について2時間以内とすること。

③ 人と人の距離の確保（「密接」の回避）

- ・座席は対面を避け、一つおきにするなど、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保すること。
- ・近距離での会話や発声が生じる使用は許可しないこと。

【 その他の感染防止対策 】

④ マスクの着用

- ・マスク着用について、**管理者が遵守するとともに、利用者にも周知**すること。

⑤ 手洗い・手指消毒

- ・**管理者は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗い**を実施すること。

⑥ 体調チェック

- ・**管理者は、業務開始前に検温・体調確認**を行うこと。
発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、**出勤を停止**すること。
- ・**利用者に対して、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、原則として、入口で入場者への体調確認**を行うこと。
滞在時間の長さや他の感染防止対策の状況によっては、**検温**を行うこと。

⑦ トイレの衛生管理

- ・不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、**定期的に清拭消毒**を行うこと。
- ・トイレの**蓋を閉めて汚物を流す**ように表示すること。

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

- ・一度に休憩する**人数を減らし**、**対面での食事や会話を避ける**こと。
- ・**常時換気**を行い、共用する物品は**定期的に消毒**すること。

⑨ 清掃・消毒

- ・**他人と共用する物品**や**複数の人の手が触れる場所**を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて**定期的に清拭消毒**すること。

<高頻度に接触する部位>

テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、
キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、
エレベーターのボタンなど

- ・利用にあたって生じたゴミはゴミ袋に密閉して持ち帰ること。

⑩ チェックリストの作成・確認

- ・利用者がガイドラインを遵守しているか確認するため、**チェックリスト**を提出し、報告すること。